

第  
4967  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 4月21日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 耐震改修投資促進税制

**Q**：平成26年度の税制改正では、耐震改修投資促進税制というものが創設されているようですが、どのような内容のものなのか？

**A**：次のような内容のものです。

### 【解説】

耐震改修投資促進税制は、改正耐震改修促進法において、地震に対する安全性が明らかでない耐震改修対象建築物について、耐震診断の実施が義務付けられたことを受けて、創設された制度です。

制度の概要は、その耐震診断の義務付けられた建築物について、平成27年3月31日までに診断結果報告を行った青色申告法人が、平成26年4月1日以降5年以内に耐震基準に適合するよう耐震改修工事を行った場合には、耐震改修により取得した、又は建築した耐震改修対象建築物の取得価額の25%を特別償却することができるとするものです。

対象となる耐震改修対象建築物は、病院や店舗、旅館等の不特定多数が利用する建築物や学校、老人ホームなどの避難弱者が利用する一定以上の大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物）及び地方公共団体が耐震改修計画で指定する避難地に接する建築物や都道府県が指定する防災拠点となる建物（要安全確認計画記載建築物）です。

